

平成20年度からの市県民税の変更点

地震保険料控除の創設

地震災害に対する備えにより、資産の保全を促進し、将来的な負担の軽減を図る目的で、地震保険料控除が創設されました。これに伴い短期損害保険料が控除対象から除かれ、長期損害保険料は、平成18年末日までに契約を締結したものに限り、旧長期損害保険料として控除の対象になります。

【現行】(平成19年度まで)

短期損害 保険料の控除額	+	長期損害 保険料の控除額	=	損害保険料 控除額
〔 限度額 〕 市県民税 2,000円 所得税 3,000円		〔 限度額 〕 市県民税 10,000円 所得税 15,000円		〔 限度額 〕 市県民税 10,000円 所得税 15,000円

【改正後】(平成20年度から)

地震保険料の 控除額(※)	+	旧長期損害 保険料の控除額	=	地震保険料 控除額
〔 限度額 〕 市県民税 25,000円 所得税 50,000円		〔 限度額 〕 市県民税 10,000円 所得税 15,000円		〔 限度額 〕 市県民税 25,000円 所得税 50,000円

※地震保険料等の額の2分の1の金額が市県民税の控除対象となります。一つの契約で地震保険料と長期損害保険料を支払った場合は、どちらか一方の控除が受けられます。

住宅ローン控除適用者に対する調整措置

平成20年度から市県民税でも住宅ローン控除が受けられます

税源移譲による所得税の減少で、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)が所得税から控除しきれない場合、控除できなくなった差額分を、市県民税の所得割額から控除できるようになりました。なお、控除を受けるためには毎年申告書を提出していただく必要があります。

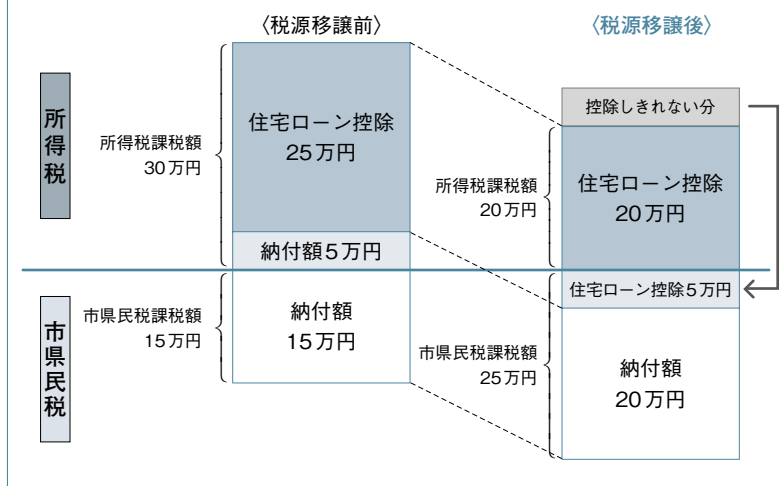
対象となる方	平成11年から18年までに入居した方で、税源移譲により所得税が減少し、住宅ローン控除限度額が所得税より大きくなり、控除しきれない額がある方。 給与所得の方(サラリーマンなど)は、源泉徴収票の摘要欄の『住宅借入金等特別控除可能額』に金額が記載されている方。
申告期間	毎年3月15日(平成20年は3月17日)まで
申告書	市役所税務収納課市民税担当窓口で配布しています。蒲郡市ホームページからもダウンロードできます。 http://www.city.gamagori.aichi.jp/shinsei/list.html 確定申告をする方用と確定申告をしない方用があります。
提出先	確定申告をする方：確定申告書とともに豊橋税務署 確定申告をしない方：市役所税務収納課市民税担当(申告期間中は申告会場)

所得変動に係る経過措置

税源移譲により、多くの方は所得税が減って市県民税が増えていきます。しかし、退職などで平成19年中の所得が大きく下がり、所得税がかからなくなる場合は、所得税が減る効果を受けられないのに、市県民税だけがが増えてしまうことがあります。このような税負担の増加を調整するために平成19年度分の市県民税を税源移譲前の税額まで減額する措置が受けられます。

該当する方は、平成20年7月1日から31日までの間に、平成19年1月1日現在の住所地の市区町村に申告する必要があります。

【住宅ローン控除イメージ図】



問合せ 税務収納課市民税担当 ☎66♦1116